

〔No. 8〕 避難施設等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 建築物の高さ31m以下の部分にある3階以上の各階において、非常用の進入口の設置が必要な場合、外壁面の長さ40m以内ごとにこれを設けなければならない。

→令126条の6（設置） 令126条の7（構造）

2. 地上23階建てのホテルの特別避難階段について、15階以上の各階における階段室及びこれと屋内とを連絡するバルコニー又は付室の床面積（バルコニーで床面積がないものにあつては、床部分の面積）の合計は、当該階に設ける各居室の床面積に3/100を乗じたものの合計以上としなければならない。

→令123条十二号 別表1

3. 主要構造部が耐火構造である地上5階建ての共同住宅において、各階の居室の床面積の合計が200m²である場合、避難階以外の階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなくてもよい。

→令121条五号 2項

4. 延べ面積1,200m²、地上3階建ての集会場の客用に供する屋外への出口の戸は内開きとはせず、敷地内には当該出口から道又は公園、広場その他の空地に通ずる幅員が1.5m以上の通路を設けなければならない。

→令118条（客席からの出口の戸） 令127条128条 令125条1項